

平成 29 年 5 月 31 日



平成 29 年度弁理士試験短答式筆記試験において、一部の科目を受験させずに試験を終了させてしまった事案について

工業所有権審議会は、平成 29 年度弁理士試験短答式筆記試験において一部の科目を受験させずに試験を終了させてしまった経緯、措置及び再発防止策について取りまとめました。関係者の皆様に大変御迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。このようなことが二度と発生しないよう、適切な弁理士試験の運営に努めてまいります。

平成 29 年 5 月 30 日
工業所有権審議会

1. 経緯

平成 29 年 5 月 21 日(日)の平成 29 年度弁理士試験短答式筆記試験において、本来、短答一部科目免除でない受験者 2 名を短答一部科目免除者の試験室に配置してしまったため、工業所有権法令及び条約の科目を受験させずに試験を終了させてしまった。

なお、試験当日、当該受験者 1 名から試験室に関する質問があったが、監督員は受験者座席表に当該受験者の受験番号があることから、そのまま受験させ、翌日、その受験者から特許庁に問合せがあり、事案が発覚した。

2. 一部の科目を受験できなかった受験者に対する措置

当該受験者 2 名に対して、新たな試験問題により未受験となった科目の追試験を実施する。

3. 主な再発防止策

- ①全受験者データから座席表を作成する際に、取り違いが起こらない作業手順をまとめた「作成マニュアル」を作成し、同マニュアルに沿って適正に実施する。
- ②全受験者データと座席表とで受験者人数に齟齬が無いか等のチェック観点をまとめた「チェックマニュアル」を作成し、同マニュアルに沿ってチェックを徹底する。
- ③試験会場において、試験室での一部科目免除者の確認を徹底する。

以上

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部秘書課弁理士室長 石井
担当補佐 佐藤

電 話 : 03-3581-1101 (内線 2020)

03-3580-5864 (直通)

03-3592-5222 (FAX)